

中小企業組合等支援施策情報

エイジフレンドリー補助金申請受付中です！

～厚生労働省～

近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。

厚生労働省では、高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりを行う中小企業事業者の取組を支援するため、今年度から新たに「エイジフレンドリー補助金」を創設しました。この補助金は、高齢者の働く職場環境の整備として、施設・設備等の改善、腰痛予防のための機器導入や安全衛生教育などの対策に要した費用の一部を補助するものです。

申請期間 令和2年10月末日まで

対象となる事業者

中小企業支給対象となる事業主は、次の(1)～(3)すべてに該当する事業者が対象です。

(1)高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している

(2)次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	300人以下	3億円以下

※労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

(3)労働保険及び社会保険に加入している

対象となる対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するため、次の対策に要した費用を補助対象とします。

- ◆身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ◆働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- ◆安全衛生教育
- ◆その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策

また、新型コロナウイルスの感染防止を図りつつ高齢者が安心して働くことができるよう、利用者や同僚との接触を減らす対策を補助対象とします。

補助金額、補助率

- ◆補助上限額 100万円(消費税を含む)
- ◆補助率 補助対象経費の1／2

申請にあたっての注意

◆補助金の交付要綱、実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。下記ホームページに交付規程、申請様式などが掲載されています。

URL : <https://www.jashcon-age.or.jp>

- ◆受付は、月末ごとに締め切りを設け、申請の翌月に審査と交付決定を行います。
- ◆交付決定を受けられなかった申請案件は、内容を再検討の上、申請期間中に再度の申請が可能です。
- ◆交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。早めの申請をお勧めします。

事業の等における評価項目

必須項目

- ①実施する対策が高年齢労働者の安全衛生確保に寄与すると認められること。
- ②事業場の担当者、担当部署の体制を整備していること。
- ③事業場において、措置を講じる計画を立てていること。
- ④研修等の有形でない対策については、次年度以降の実施計画が含まれていること。
- ⑤60歳以上の高年齢労働者を常時1人以上雇用する者であること。また3月以内に雇用しようとする者として申請した者については、雇用計画を策定していること。
- ⑥過去1年内に死亡災害又は社会的な問題となった労働災害を発生させていないこと。

加点項目

- ①実施する対策の取組内容がより効果的、積極的であると考えられること。
- ②安全管理者又は衛生管理者の選任義務のない事業場において、有資格者を選任していること。
- ③高年齢労働者を多く雇用していること。
- ④労働安全衛生マネジメントシステムに取り組んでいること。

お問い合わせ先

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日 9:30～12:00、
13:00～16:00

(土、日、祝日、8月11日～14日(夏季休暇)を除く)

【申請関係】 TEL : 03-6381-7507

【支払関係】 TEL : 03-6809-4085